

令和2年6月定例会

まちづくり常任委員会会議録

|           |   |
|-----------|---|
| 招 集 月 日   | 令和2年6月11日(木)                                    |
| 会 議 場 所   | 市役所 5階 理事者控室                                    |
| 開 会 日 時   | 令和2年6月11日(木) 午前9時05分                            |
| 閉 会 日 時   | 令和2年6月11日(木) 午前11時44分                           |
| 委 員 長     | 市ノ川 徳 宏   |
| 委員会出席委員   |   |
| 委 員 長     | 市ノ川 徳 宏   |
| 副 委 員 長   | 芝 寄 和 好   |
| 委 員       | 阿 部 慎 也      田 中 克 美      秋 谷      修<br>川 崎 葉 子 |
| 委員会欠席委員   |   |
| 議 長       |   |
| 委 員 外 議 員 | なし  |
| 傍 聴 者     |   |

議 題

| 議案番号    | 議 題 名        | 審査結果 |
|---------|--------------|------|
| 第 5 3 号 | 市道の路線の廃止について | 原案可決 |
| 第 5 4 号 | 市道の路線の認定について | 原案可決 |

委員会執行部出席者

(都市建設部)

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 都市建設部長             | 山 崎 勝 利 |
| 都市建設部副部長           | 三 村 正   |
| 都市建設部参事兼都市計画課長     | 矢 部 正 樹 |
| 都市計画課副参事           | 福 智 秀 一 |
| 建築住宅課長             | 関 口 敬 一 |
| 建築住宅課副参事           | 中 島 隆 晶 |
| 市街地整備課長            | 中 越 好 康 |
| 市街地整備課副参事          | 田 村 邦 博 |
| 都市建設部参事兼道路課長       | 中 根 治 人 |
| 道路課副参事             | 大 堀 勝 彦 |
| 下水道課長              | 山 崎 眞 也 |
| 水道課長               | 小 林 弘 樹 |
| 水道課副参事             | 原 口 均   |
| 都市建設部参与兼産業団地プロジェクト | 福 田 順 一 |
| 産業団地プロジェクト課長       | 戸ヶ崎 徹   |
| 吹上支所長              | 細 野 兼 弘 |
| 川里支所長              | 山 縣 一 公 |

書 記 小野田 直 人

書 記 中 島 達 也

(開会 午前9時05分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。阿部慎也委員と秋谷修委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第53号 市道の路線の廃止について、議案第54号 市道の路線の認定についての議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案番号順に執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。この方法で異議はありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。それでは、都市建設部に所属する執行部以外の方は退席していただいて結構です。

初めに、議案第53号及び議案第54号について、一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) 改めまして、おはようございます。議案第53号及び54号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

それでは初めに、路線の廃止についてご説明いたします。議案及び本日お配りいたしました参考資料の公図の写しも併せて御覧いただきたいと思います。初めに、図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。市道B-98号線でございますが、起点を鴻巣市小松4丁目4855番2地先とし、終点を鴻巣市小松4丁目4847番地先とします。幅員0.91メートル、延長45.07メートルの路線で、開発事業による開発道路への付け替えに伴い廃止するものでございます。

続きまして、路線の認定2路線について順次ご説明いたします。次ページ、図面ナンバー2の市道認定図を御覧ください。市道B-530号線でございますが、起点を鴻巣市小松4丁目4846番30地先とし、終点を鴻巣市小松4丁目4846番26地先とします。幅員4.5メートルから6.01メートル、延長66.52メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの全図面ナンバー3、市道認定図を御覧ください。市道B-531号線は、起点を鴻巣市松原4丁目4680番1地先とし、終点を鴻巣市松原4丁目4679番1地先とします。幅員5メートル、延長99.6メートルの路線でございます。

以上、認定の2路線につきましては、いずれも開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時10分)



(開議 午前10時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第53号及び議案第54号について質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) それでは、通告していないのですけれども、現地を見させていただきまして、二、三疑問に思ったことがありますので、質問をさせていただきます。

まず、B-98号線の0.91メートルの道路の精算に当たって、何か後ろのほうにも道があるとかというところの話だったのですが、そこで今造っているうちのところに当然含まれていると。道路の部分は道路で新しい道路に含まれるということと、あと新しい塀が境目にできていたと思うのですが、業者がやったとかというような話だったのですが、その辺の業者と市とかのやり取りの、あと元からあるうちの、地主かもしれない

ですけれども、そのうちの金銭のやり取りというのはどういうふうに精算をしたのでしょうかという質問なのですが、意味が……

( 民民の話だぜの声あり )

( 田中 ) 駄目か。こちら市のほうの道路もあるから、くれてしまったのだよとか、そういうのがあるかどうかがありますので、いいですか、質問。

( 都市建設部参事兼道路課長 ) 既存道路を付け替えたという今回のあれなのですけれども、付け替えの根拠とかでもよろしいですか。付け替えの根拠と、あと払下げでよかったのに、なぜ付け替えなのかというご質問でよろしいでしょうか。

( 田中 ) あと、精算があったのかないかを聞きたい。まるっきり等価交換ではないけれども、そういう形を取ったのですか。

( 都市建設部参事兼道路課長 ) まず、付け替えの根拠からご説明させていただきます。都市計画法の第32条に公共施設の管理者の同意等というのがあるのではすけれども、それで開発行為に関係ある公共施設の管理者と協議し、同意を得なければならないと定められております。そのため、本開発においても開発者と協議し、道路の付け替えを行ったとしても、既存の公共施設の機能が損なわれることなく近隣住民の利便性も向上すると判断したので、道路の付け替えに同意した形になります。

払下げの必要があったのではないかというあれなのですけれども、都市計画法の第40条の第1項で、従前の公共施設に代わるものとして新たに公共施設が設置された場合、今までの道ではなくて新たに道を造る、そういった場合にはその敷地は市へ、従前の公共施設の敷地は開発者へ帰属、交換ですね、する旨の規定があるためでございます。

以上です。

( 田中 ) 今の話ですけれども、説明で納得する部分あるのですが、新しい道を開発者が造って、それを市のほうに寄贈したというふうに捉えればよろしいのですか。

( 何事か声あり )

( 田中 ) 交換。

(都市建設部参事兼道路課長) おっしゃるとおりで、古い道と交換という形になります。付け替えるという形になります。

(田中) さっき民間の話もしたので、ちょっとうまくないかもしれないのですけれども、塀の関係は答えられれば教えてください。新しく塀を、多分その地主さんの土地の前の状態がどうだか分からないのですけれども、旧の道まで食い込んで塀があったのだからどうなのだから分からないのですけれども、新しい民地、要するに開発している家と新しい今の道路のところに沿って新しい塀が造られていて、どこか話の中で、これは開発業者がやったのだよという話があったのですけれども、その辺のいきさつというか、分かる範囲で、答えられる範囲でお願いします。

(場所というのはの声あり)

(田中) すみません。さっきのほうの530のほうです。

(建築住宅課長) 今の塀につきましては、あそこは開発区域の外になっておりまして、ただあちらの塀側の地主さん、塀の持ち主というのは今回の開発の元の地主さんでしたので、開発業者と元の地主さんとの間で、土地の売買等を含めてその辺の話合いが行われたとは思いますが、ちょっと詳細については承知しておりません。

(田中) ちょっと次の質問に入らせていただきます。

B-530号線のほうの開発の敷地の中にコンクリのますが2つずつ全部あったのです。531号線のほうは、雨水の対策をしているような気配が見当たらなかったのですけれども、その違いです。530号線のほうの開発の敷地の中では、まずは多分雨水関係の処理の関係かなというふうに考えられるのですが、その辺についてお願いします。

(道路課副参事) ただいまの質問の各敷地にコンクリートの四角います、これが2つずつあったということなのですが、委員おっしゃるように雨水浸透施設でございます。雨水浸透につきましては、いろいろなやり方がございまして、こちらの業者の場合、浸透施設をコンクリートのます及びますとますをつなぐ管、こちらの周辺で浸透させる構造となっております。それで、したがいまして各敷地に2つずつコンクリートの四角いますを設けて浸透させる構造というふうに出ております。

以上でございます。

(田中)今もう一個のほう、531のほうは何となくいっばいちっちゃいまずはあったのですけれども、浸透させるような排水の関係の処理のが見当たらなかったのですが、その辺はちゃんとしっかりしているのでしょうか。

(道路課副参事)一方、松原4丁目のB-531号線、こちらのほうにつきましては最終ます、ポリプロピレン製の最終ますは見たと思うのですが、その奥側にシステムパネルと申しまして、大きさ2メートル、2メートル、幅2メートル、手前側延長2メートル、深さ1メートルのシステムパネルによって浸透させる構造を取っております。これも開発指導の一環の中で実施している状況でございます。

以上です。

(田中)次に、一応最後にちょっと聞いておきたいのですが、両開発地域にもちょっと未利用地があるということで説明を伺ったのですが、未利用地についての、現地での説明では共有というような話だったと思うのですが、あとよくあるのが不動産屋さんが登記しているというのもあると思うのですが、そのことでの隣地との関係でトラブル等というのはあったことがあるのでしょうか。どうなのですか。

(建築住宅課長)この未利用地については、今回の場合には、調べたところによりますと、開発業者と、それとあと実際に宅地を買った方々の共有持分になっておりまして、恐らく今後その土地が売れていけばまた新たな共有者のほうに持分が移っていくのだというふうに思います。こういった形で隣接地との間に細長い未利用地を設けて、隣接地のほうに道路ができることによる影響がいかないようにしているということで、よく開発では行われていることなのですが、それにより何らかの問題が生じたとかトラブルになっているというようなところは今のところ把握はしておりません。

(ないの声あり)

(建築住宅課長)はい、そういったことはないというふうに。

(秋谷)払下げではなくて付け替えの事情は今し方説明してもらったの

で、市と開発業者との協議が整えばいいというお話だったのだけれども、まずこのB-98号線について、道路認定はもともといつしていたのだろう。要は今回の開発によって発覚したものなのか、それとも市側が従前管理をちゃんとしていてという状態が、どういう状態で今までこの開発の前はあったのかが知りたいのだけれども。

（都市建設部参事兼道路課長）B-98号線の認定日なのですけれども、昭和62年3月30日に一括認定、幅員0.91メートル、延長45.07メートルということになっております。

以上です。

（秋谷）そうすると、再度認定してからはしっかり市が管理をしていたという認識を持っていいのかな、こちら側は。

（都市建設部参事兼道路課長）その後は市道として管理をしておりました。

以上です。

（秋谷）それで、先ほど協議云々の話の中で、例えばそこの市道の要は利便性の向上であるとか、付け替えることによって差し障りがなければというようなお話だったと思うのだけれども、公図のほうで見たほうがいいのか。現地では赤白の棒が2本立っていて、その奥までは見ていなかったのだけれども、従前はその奥にお住まいの方々が利用されていたのかしら。だとしたら、ある部分ではこの開発して住まわれる方々の利便性は高いのだけれども、奥のほうで従前から利用されていた方々にしてみればちょっと迂回するような感じになってしまうのではないかと思うのだけれども。

（都市建設部参事兼道路課長）ここの道はあまり通るといえるか、畑と一体だったような、当時の航空写真を見るとそういった形になっているので、別段ここの角をすうっと、その部分を通っていたというのは、確認はしていないのですけれども、歩けても1人ということであれば、車が通れる舗装道路が近くにあるということは利便性の向上に値するというふうに考えております。

（秋谷）以前にここの案件とは別に、例えば払下げなりなんなりするな

り、あるいはそこのところで周辺の土地利用している人たちが何かしら占有物があつた場合は、当然それに関わる賃料というのかな、そういったものが後々になって精算という形で入るべきものがあつただけけれども、ここがもし畑としての利用があつた場合は、そういったものの確認というのはしたのか。要はこの協議に入る前に開発業者から話が来て、その道路確認しようと。現状そこのところを勝手に占有している人がいたのかいないのか。62年以降、認定がされた以降であっても、毎日毎日この道路を確認するわけではないのだから、協議が来て、その協議に入る前にこの現場を確認はちゃんとして、そういったものがないかどうかというのはみんな調査したのかな、周辺の利用者で。

(委員長) 答弁できますか。

(ちょっと休憩してもらっていいですかの

声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時57分)



(開議 午前11時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課副参事) 開発協議上がってきた際に、道路課、当然現地確認をいたします。その際にそういった埋設物、周辺の状況、使用状況なども調査、確認して支障がないということで同意をさせていただいたという形になると思います。

(秋谷) これは、開発業者の考え方になってしまうのかもしれないけれども、例えばこの開発エリアの裏に1本細い道が、26とか4846の27とか28の北側というのかな、北西側かな、そちらに細いのがあるのが旧の道なのかなと思うのだけれども、そちら側を広げてもらうようなことというのは必要ない、業者にとってはこっち側がちゃんと道路に面していればいいのだからだけれども、市側としては将来的にこの裏の細い道についてはどのように考えていらっしゃるのだから。今ではどれぐらいの幅があるのか分からないけれども、はっきり言って人が歩けるぐらいで車利

用ができるような道路ではないでしょう。ここも恐らく市がちゃんと認定しているのだらうけれども。この道路についてはどのようにお考えなのだらう。

（都市建設部参事兼道路課長）現在のところ、拡幅したりだとか舗装したりだとか、そういった考えは今のところございません。

（秋谷）あと、ちょっと素朴ということもないのだけれども、たまたま今回B-530と531とうまく番号がつながったわけなのだけれども、これはたまたま偶然なのか。今までだと、吹上とか川里とかだと川何号線とか吹何号線とかついてくるわけなのだけれども、たまたまこれは認定の順番でこうなったわけではないよね。ほかのエリアではこういう認定の順番にはならないものね。たまたまこの530と531が連番になった何かしら事情というのがあるのかしら。

（道路課副参事）認定するこのBの関係なのですが、鴻巣地域、吹上地域、川里地域、市内3つの地域に大きく分けまして、認定する番号の付番の仕方というのをルールを作成しております。各地域別に鴻巣地域であればA、B、C、D、E、F、Gと順にHまでかなというふうになんかちょっと考えておるのですけれども、各ブロックごと、申し訳ないです。Lまでございますが、こちらの松原、小松地域についてはBのと一般的につけることになっております。たまたまそのBの地域で連番でやっていくものなものですから、基本的にBの連番制になっていきます。

それとあと1点、Bの地域であっても、市の1級、2級道路、市道の1級、2級につきましては、鴻巣地域、1級につきましてはAの1,000番台、2級についてはAの2,000番台の番号を付番しております。

（何か声あり）

（道路課副参事）はい、そのとおりです。

（川崎）それでは、議案第53号、54号、両方に関わりますけれども、B-530号線のところになります。ここは、開発8区画というふう聞いておりますけれども、この公図の写しのほうでいきますと、ちょっと番号って振っていただけますか、この8区画の。

（都市建設部参事兼道路課長）公図の写しでよろしいでしょうか。まず、

起点のほうから申し上げます。起点の左上30度ぐらい上がっているところなのですけれども、そこの4846の30と29、ここが1、2、順番はあれなのですけれども、そういう順番はないわけなのですけれども、1、2の2個目です。それで、次にここに使った、向こう側に3個あると思うのですけれども、4846の26、27、28、これが3、4、5、これで今5個になりました。次に、その下というのですか、その終点のほうに向かっていったところが4846の34と23がございしますが、ここに6番、7番が来ます。そして、8番目として4846の23の下の方なのですけれども、その脇に、旗ざお地になって、34と23の裏に1軒建ちます。だから、ここに3つという形になります。

(公図でいうと、公図の番号の声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 公図の番号が23、ここが切れる、こうなるわけなのです。34と23の裏に1軒。

(間の声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 裏というのですかね。

(川崎) 4846の19とかではなく、今おっしゃっていることでいきますと、4846の34と4846の23、その間に旗ざお地を通して、4846の34と4846の23にまたがった形で建つということですか。

(都市建設部参事兼道路課長) 公図と違うのです。34と、この裏にこういうふうにあるという形です。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) そうなのです。この後に分筆が入っているので。

(都市建設部副部長) 先ほど課長が説明した公図の写しというこの図面、これの後に恐らくここでいうところの4846の34と23というのは分筆かけて、なおかつ合筆かけたりしているので、多分地番がこの図面と公図とちょっと合わないかと思うのです。公図のほうの本当の、このA4の公図の写しではなくて、法務局のほうから取り寄せたこちらの図面を見ていただきますと、はっきりした区画割りというのは出るかと思えますので、こちらを見ていただくとありがたい……

(それ持っていないの声あり)

(都市建設部副部長) そうなのですか。申し訳ありません。

(資料がないから。ただ、そういうふうに渡せるものなのかどうかの声あり)

(都市建設部副部長) ちょっと休憩お願いします。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 10 分)



(開議 午前 11 時 13 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) 今資料を閲覧しまして8区画あるということを確認いたしました。関連してなのですけれども、4846の33です、この公図でいいますところの。それがB-98号線、廃止する道路の部分になるのかなというふうに思うのですけれども、この扱いというのはどういうふうになるのですか。どこに帰属するのですか。結局この4846の33と4846の28が一体化して売っているのかどうか、ちょっとその確認です。これだけ宙に浮いてしまったような形になるので。

(都市建設部参事兼道路課長) 33が旧の道ということですがけれども、この中で赤くなっている道と書いてあるところのやつは市道になります。逆に33の白い部分のほうが開発業者のほうのものということです。民地か。区画の中に入っているということです。

(川崎) ですから、4846の33の道路ではないほうの部分は、先ほど説明がありました4846の28と一緒に開発業者のものになり、それを販売するという事によろしいのですか。

(都市建設部参事兼道路課長) はい、そのとおりです。

(川崎) それでは、この市道B-530号線を見させていただきまして、確かに道路の幅も計測していただきまして4.5メートル、また6.01メートルあるということも確認をさせていただきました。側溝についてなのですが、側溝の蓋は今最新式なのでしょうか。何ていう名前になっているのか分かりませんが、雨水が通りやすいように、そのような形状に

なっているのかなというふうに思いました、一部グレーチングのような。今こういう側溝に蓋をかけて開発するということが多くて、なかなか清掃が非常に大変だということになってくると思います。グレーチングになっている雨水ますは1か所確認をしたわけなのですけれども、こうしたところの清掃ということについて問合せ等も出てくるかと思いたすので、どのように対応しているのかお聞きしたいと思いたす。

(都市建設部参事兼道路課長) 道路課のほうで側溝清掃ということで予算をつけてもらってやっております。ただ、全部の側溝をできるかというのと、そんなことはとてもできないものですから、その年によって、その年や気候や、その年の環境状況によって、とても19号なんかのときには幸町だとかあっちのほうはすごく積もってしまったりだとか、流されてきて。そういったところを見ながら予算を使っていますので、この部分がもし低いところであったりすれば、そこにたまってきてしまったりだとか、流れが悪かったりだとか、勾配が悪かったりだとかした場合は、そういったところは逐次清掃をしております。

(川崎) それでは、B-531号線のところなのですけれども、こちらのほうも現地を確認をさせていただきました。こちらにつきましても8区画ということであったかと思いたす。これについても一応公図の写しで示せるようでしたらお願いできますか、区画。

(都市建設部参事兼道路課長) これは、ちょっと分かりやすいのですけれども、四角に囲まれた中で4つ、田の中のほうに4つあります。それと、右からいくと4679の7、それと6、5、3になります。これで8になると思いたす。

(川崎) 昨日本会議でも質疑がありましたけれども、そこに関連してお聞きをしたいのですが、まず関連してということからしますと、市道B-531号線は確かに5メートルありました。そこに接続しております道路、これ地区施設道路だというふうに聞いておりますけれども、こちらのほうは4メートルということでありました。今の簡易的な舗装になっているわけなのですけれども、今後いろいろガス、水道等整えて、その後全面的に舗装になるということですが、おおむねどのぐらいの期

間を要するののかということをお聞きしますのととも、延長でいいますとどのぐらいのメートルになるののかということをお聞きいたします。

(道路課副参事) 既存の道路につきまして地区施設道路、そちらの号線、既存道路B-92号線になります。地下埋設物の状況といたしまして、平成30年度に下水道、水道のほうを整備、配管いたしていただいております。その後、昨年からになりますが、今回のファイブイズホームの分譲に伴い新日本ガスさんが56メートル、道路にしまして、ちょっと公園側ではないほうと言ったほうがよろしいでしょうか、そちらのほうから約56メートルの配管をいたし、ファイブイズホームさんの分譲地のところで止まっている状況です。したがって、B-92号線一通りが全部ガスまでのライフラインが整備されているとはちょっと現在言い難い状況なのですが、アスファルト舗装につきましては当然家も分譲地が入っていることから、今後アスファルト舗装について検討してまいりたいというふうに考えております。

(距離の声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) この距離なのですけれども、この路線が地区施設道路の区画道路10号ということなのですけれども、これの計画延長なのですけれども、計画延長が118メートルとなっております。

(川崎) 4メートルということなわけなのですけれども、地区施設道路ということで、今その開発の大きさにもよって、以前お聞きしましたときにも4メートル道路、4.5メートル道路、5メートル道路、また6メートル道路というふうにある程度その大きさによって決めているということはあったのですが、これ開発に伴っての道路ではありませんけれども、今4メートルというのが割と珍しいといいますか、118メートルにわたっての4メートルということなのですけれども、これもともと何で4メートルなのかというか、例えば4.5メートルだとか5メートルだとかという考えもあったかと思うのですけれども、その辺のもともとのところについてお聞きいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) この区画道路を計画するに当たりま

して、今委員さんおっしゃられた、なぜ4メートルなのかということなのですが、まず区画道路なのですが、周辺道路の6メートル以上の計画道路が、荒川左岸があるのですが、荒川左岸から消防活動が可能な140メートル以内に入っているということと、周辺の道路が4メートルでしか整備されていないということをお勘案して、当該道路も計画は4メートルということにしております。

以上です。

(川崎) それでは、4メートルになったという理由でございましたけれども、この辺の土地の状況なのですけれども、生産緑地が、この土地がもともとの生産緑地だったのかどうかは分かりませんが、まずはそれをお聞きしましょうか。どうだったのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 今回の開発用地につきましては、生産緑地ではありませんでした。

(川崎) では、ちょっと関連してはすけれども、今回のところは生産緑地ではなかったということなのですけれども、生産緑地だったところを開発しようというふうになった場合の流れ、当然解除したりというふうにしなくてはいけないわけなのですけれども、そのようなところがこの市内でもなかったですか。生産緑地だったのだけれども、それを解除して開発したというようなところは市内に相当数あるのかどうか、どの程度あるのか、あるとしたならばその流れをお聞きします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 今のどのくらいあったのかというのはちょっと資料がないのですが、流れとしましては、そもそも生産緑地というのを開発しようという考え方はないのです。あくまでも緑地として確保するというのが目的ですので、緑地はずっと維持し続けるのが本来の目的です。なので、解除されて開発された場所については、生産緑地、生産する方が高齢でもう生産できないとか、相続して私はもう生産できないということがない限り解除にはなりません。そういった相続とかあった場合について、解除されたものが開発として上がってくるというような流れになっています。

(川崎) そしたら、ちょっとやっぱりこれ昨日の本会議の質疑に関連す

るのですけれども、接続している道路B-92号線ですか、いわゆる地区施設道路の延長線にありますのが遊園地、松原4丁目遊園地というのがあります。これ民間借り上げの遊園地なのだというふうにお聞きしているわけなのですけれども、市内に遊園地ってあるわけなのです、民間借り上げ遊園地というのを私も何件か知っていますけれども、どの程度のこの市内にあるのか。あと、読み方としたら全部遊園地という読み方している何か定義みたいなものがあるのか。

(都市計画課副参事) お答えいたします。

まず、遊園地なのですけれども、鴻巣市内のほうには今現在55か所ございます。名前で遊園地という定義というのは、特段こうしなさいというのはないのです。通常ですと何々公園とかというのがありまして、運用上というか、分かりやすく昔から借地公園については遊園地、そのほかについては何々公園ということとちょっと分けて管理をしている状況でございます。

(川崎) 市内に55か所あるというふうにお聞きしまして、分かりやすいように借地公園は遊園地というふうに呼んでいるというお答えでありましたけれども、この大きさも様々だと思うのです。大体どのぐらいの面積になるのか。最小から最大までというのでしょうか、細かいですけれども、平均このぐらいとかというのがもし分かれば。

(都市計画課副参事) 最小と最大というのは、ちょっと今あれなのですけれども、今55か所で面積的には約17ヘクタールほど全部足すとありますので、それを一概に割り返してもちょっとあれなのですけれども、平均でいきますと大体1か所当たり3,000平米ぐらいになるかと思います。

(川崎) 今度借地公園の条件というのでしょうか、流れというのでしょうか、持っている方が、その土地の所有者が市のほうに申し出て、どうぞ使ってくださいということなのか、市のほうで働きかけるというのはないのではないかとというふうに私は思っているのですけれども、どのような条件というのでしょうか、流れでこの借地公園という、遊園地というふうになっているのかどうか。

また、借り上げている、借地にしているからには年数とかもある程度定

まっているのではないかと思うのです。例えば生産緑地も今条件変わりましたけれども、前は30年というのがあるって、今40年でしたか。

(何事か声あり)

(川崎) 30年は30年で、ただ条件が緩和されるとか。

(ちょっと休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 1 1 時 3 2 分)



(開議 午前 1 1 時 3 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) 生産緑地については今30年だけれども、その後特定生産緑地というふうな流れも一つ出てくるということで、何らかの条件があるわけなのですけれども、この遊園地についての条件というのは何かあるのでしょうか。

(都市計画課副参事) 条件ということになるのですが、基本的に今現在は市のほうから借地公園をお願いするということはしてはいけないのですけれども、通常ですと地元の方たちで地域柄公園とかが欲しいとか、そういうときに、どうしても買収となると結構な金額になりますので、その中で地元の方たちが土地を持っている方とかにお願いして、候補地というのですか、その辺を上げていただいて、あとは市としてその場所に、周辺とかの公園の配置とかいろいろ鑑みて、そこに必要かどうかというのを判断させていただいて、必要であれば借地をするとかという判断に至ってくるかと思います。

年数なのですが、基本的には1年、2年ですと短いので、10年というお願いはしているのですが、最近、今まで借りている方もそうなのですが、高齢となって相続とかということでもちょっとご心配される方がいまして、10年を5年とか3年とか、ちょっと借りる方、地権者の方の状況によって、一応10年ではお願いしているのですけれども、その期間を短くするというのも今はしております。

(川崎) そしたら、今市のほうで貸してくださいというようなことはし

ていないということなのですけれども、この55か所あるという中で一番最新というのでしょうか、最近市のほうで借地公園として認定したというのはいつ頃なののでしょうか。

(都市計画課副参事)ただいまちょっと資料が手元にございませんで、調べてお答えということ。

(川崎) はい、いいです。

(秋谷) さっきB-530とか531の番号の話聞いたのだけれども、何でもそんなことを聞いたかという、もともとは廃止にしたのがB-98ではないですか。もし付け加えという意味でいったら、これは530ではなくてB-98にならないとおかしいのではないのかなと思って、何でも530、531になるのだというのを聞いたのだけれども、何でもなのだろう。B-98号、一応廃止という形にはなっているけれども、付け替えなのでしょう、あくまで。そしたら、B-98のまま、番号づけでいいのではないのかなというのが本意なのだけれども、どうなのでしょう、そのところは。それだけ教えてください。

(道路課副参事) ただいまのご質問で、一度番号をなくしてしまう、今回廃止に伴ってなくした場合に、その廃止した路線の番号は使わないというのが一つの目安、基準で設けておりますので、そのことから98をそのまま継続する、付け替え性があるという形であるかもしれませんが、一つの路線を廃止する。今回新規で認定いただくものにつきましては改めた付番という形になります。

付け替えに伴って、一つの認定基準の中に起点、終点、こちらのものが変わった場合、その路線を廃止する形になりまして、付け替えの場合だからといって起点の位置、終点の位置は変わりますので、廃止をさせていただきます。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時38分)



(開議 午前11時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(阿部) 漠然とした質問なのだけれども、分かりやすくB-531号線、この場合はいわゆる付け替えとか、そういったものが一切ないので、分かりやすいかなと思うのだけれども、これは認定すると道路そのものは市の財産に帰属するということになるのだろうと思う。そのときにその財産の評価というか、当然鴻巣市の財産が増えるわけで、こういう場合の財産としてのみなし方というのは、要するにこの路線価格掛ける平米数で一つの財産というふうにするのか。そういうことでいいのかな。鴻巣市はいっぱい道路を持っていますよね。それ全部市の財産だよ。そうすると、それって例えばこの部分だけ市に帰属した場合、幾らぐらい財産が増えたことになるのかなというふうな素朴な漠然とした疑問を持っていたのだ。

(休憩 お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 11時40分)

---

(開議 午前 11時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(阿部) それから、先ほどガスのパイプを引き込むということなのだけれども、当然道路の下に埋設、道路に埋設しているわけで、この場合道路使用料というか、それは頂いているの。

(道路課副参事) 今回新日本ガスがライフラインとして道路内を占有しております。そちらの場合、占有の減免規定ございまして、ライフライン幾つか、例えばN T Tである、水道である、下水道である、そういったライフラインにつきまして減免規定というのを設けております。失礼いたしました。本管部分につきましては、占有料金を頂くこととなります。

(阿部) 大体漠然とした答弁で、頂くことになっているのだけれども、いわゆる管の太さとか長さとかで随分変わってくるのだろうと思うのだ。それにはある程度の一定の基準があるのだろうと思うのだけれども、その辺はどうなっているのかな。

(道路課副参事) 占用のほうは太さ、当然延長、それでお見込みのとおり金額が決まっております。今手元に詳細な占用の関係の徴収の表についてちょっとございませんことから、具体的なものについてはちょっと申し上げることすぐにはできないのですけれども、お見込みのとおり管の大きさ、延長、そういったもので差が出ます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第53号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 閉 会 午 前 1 1 時 4 4 分 )